

『トヨタ下請全国におよそ3万社 従業員135万人超』

このほどトヨタ自動車グループの下請企業の実態調査結果が発表された（帝国データバンク調べ）。それによると、同グループの下請企業は直接、間接を含め、全国で2万9,315社に上り、これら下請企業の従業員は計135万3,193人に達していることが明らかになった。全企業数のうち、「一次下請先（仕入先）」は4,935社、「二次下請先」は2万4,380社だった。一次、二次下請先の合計を都道府県別に見ると、愛知県が5,976社でトップ、以下、東京都（5,481社）、大阪府（3,819社）、神奈川県（1,604社）、静岡県（1,161社）など。業種別では、一次下請先で、「自動車部分品製造」が221社で最も多い。次いで、「ソフト受託開発」（195社）、「金型・同部品等製造」（183社）などの順。二次下請先では「産業用電気機器卸」が964社でトップだった。年売上高別では、一次下請先、二次下請先ともに「1億円以上10億円未満」が最も多く、計1万6,062社に上り、全体の5割超を占めた。2007年度と13年度の年売上高を比較したところ、07年度を下回る「減収」企業比率が約7割に上っており、多くの企業が依然としてリーマンショック前の07年度の水準を回復していないことが分かった。

『医療機関における携帯電話使用 指針等を公表—電波環境協議会』

総務省は、厚労省と共に、医療機関内での携帯電話等の無線通信機器の活用を安全かつ効果的に推進するために学識経験者、関係省庁、業界団体等による電波環境協議会の指針を取りまとめ公表した。従来、医療機関における携帯電話等の使用については、主に、医療機器の電磁的耐性に関する薬事法上の規制をもとに、独自のルールが定められてきた。しかし、携帯電話等の浸透、医療機器の電磁的耐性向上等と、医療機関における携帯電話等の積極的活用は、医療の高度化・効率化や患者の利便性・生活の質の向上に大いに資することから、今回の指針等が作成された。指針では、携帯電話端末と電子機器との離隔距離を、安全性確認を条件に1メートルを目安としている。次に、待合室、病室、診察室、手術室等により、携帯電話等の使用の態様について差別化する。また、医療従事者向けの使用ルールを設定を呼びかける一方、医療機関での使用ルールの周知を図る。そのほか、携帯電話端末以外の無線通信機器（PHS、無線LAN、フェムトセルの設置等）の使用、医療機関の管理体制の充実、医用電気機器メーカーや携帯電話事業者に期待される事項、と指針の内容は多岐にわたっている。総務省のホームページからアクセスできるので、一読をお勧めする。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM） ※本記事・内容の無断転載を禁じます。